

# 施策目標個票

(国土交通省2-⑭)

<p>施策目標</p>	<p>公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する</p>	
<p>施策目標の概要及び達成すべき目標</p>	<p>鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する</p>	
<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり  (判断根拠)  業績指標である15、59、60②、61、62、63②③④については、着実に進捗しており、全10項目のうち8項目においては目標達成見込みとなっている。一方、業績指標60①及び業績指標63①については目標に達していないが、おおむね目標に近い実績を示していることを踏まえ、相当程度進展ありが妥当と判断した</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>【現状】 (大臣官房運輸安全監理官) 経営トップの主体的な関与の下、現場を含む事業者が一丸となった安全管理体制の構築を目指し、国がその状況を確認して評価する運輸安全マネジメント評価については、対象事業者が10,266者であり、これまでに延べ11,459者に対して実施した。(令和3年3月31日時点) また、運輸安全マネジメント制度の理解向上を目的として、国が定期的実施する運輸安全マネジメントセミナー及び、国が認定した民間機関等が実施するセミナーである認定セミナーを実施しており、これまでに延べ98,609人が受講した。(令和3年3月31日時点) またこれらの制度は交通政策基本計画にも位置付けられ、運輸安全マネジメント制度の更なる実効性向上や、全事業者への同制度のコンセプトの普及等、充実強化を図っており、運輸事業者における輸送の安全の取組が年を追うごとに充実してきている。 (鉄道) 業績指標15ホームドア整備駅数については、平成25年度から令和元年度にかけて毎年度平均約45駅増加しており、令和元年度に目標を1年前倒して達成した。 業績指標59については、おおむね増加傾向にあり、耐震補強の予算について、目標年度である令和4年度における目標達成に向けて、所要の額を計上しており、今後、主要鉄道路線の耐震化率は着実に向上することが見込まれる。 (自動車) 業績指標60については、事業用自動車による交通事故死者数と事業用自動車による人身事故件数のいずれも、減少傾向で推移している。 (海事) 業績指標61について、海難船舶隻数は、中長期的に見ると減少傾向にあり、これまでの施策が有効であると考えられる。平成30年においては前年と比較して増加しているが、これは台風の発生数増加及び接近数増加が原因の1つである。 業績指標62については、船員災害防止のための自主改善活動の導入、安全衛生講習の実施、作業別の災害防止対策の周知等の効果により、目標に向け船員災害発生率が減少している。 (航空) 業績指標63国内航空事故発生件数は、気象条件等の外部要因の影響により各年毎に変動があるため、①定期便を運航する本邦航空運送事業者については、航空機事故が多く発生してしまい目標値を超える結果となった。また、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者及び ③国、地方公共団体 ④個人に係る航空事故発生率については目標値を下回る結果となった。  【課題と今後の方向性】 (大臣官房運輸安全監理官) 運輸審議会の答申(平成29年7月)、政策レビュー評価(令和3年3月)を踏まえて、運輸安全マネジメント制度の充実強化及び事業者の取組の深化を促進する。 また、「運輸安全マネジメントセミナー」及び「認定セミナー」の実施、「運輸事業の安全に関するシンポジウム」の開催等により、制度の普及啓発を図り、運輸事業者の安全意識の更なる向上を目指す。 (鉄道) 業績指標15については、ホームドアの整備駅数は順調に推移している。引き続き、鉄道駅におけるホームドア整備の推進を図る。 業績指標59については、今後も引き続き、耐震補強工事に必要な額を計上し、令和4年度における目標達成に向けて着実に耐震化を推進していく。 (自動車) 今後も総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、「事業用自動車総合安全プラン2020」策定時からの環境変化を踏まえて令和3年3月にとりまとめた「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、各種取組を着実に実施するとともに、同プランに係る検討委員会を引き続き開催し、各種取組の進捗状況や目標の達成状況、各種取組などについてフォローアップを行う。 (海事) 業績指標61商船の海難船舶隻数は長期的に減少傾向を示している。引き続き、旅客船及び貨物船の運輸管理体制、船員の労働条件等の監査・指導や船舶検査をはじめとした各種施策を推進するとともに、海難被害を最小化するための取組を推進する。 業績指標62船員災害発生率については、減少目標達成に向け、引き続き第11次船員災害防止基本計画(平成30年度から令和4年度まで)に基づく死傷災害防止対策を推進する。 (航空) 航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査を引き続き実施していく。さらに、ICAO(国際民間航空機関)等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>今後も引き続き公共交通の安全確保のために運輸安全マネジメント制度の充実、保安監査の強化等各モードの取組を着実に実施する諸施策を継続する。目標年度を迎えた指標については今後見直しを検討する。</p>

業績指標	15 【再掲】ホームドアの整備 駅数	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		583駅	686駅	725駅	783駅	858駅	集計中	A	800駅
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	59 首都直下地震又は南海トラフ 巨大地震で震度6強以上が 想定される地域等に存在する 主要鉄道路線の耐震化率*	初期値	実績値					評価	目標値
		H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度
		97%	97%	97%	97%	98%	98%	A	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	60 事業用自動車による事故 に関する指標 (①事業用自動車による交通 事故死者数、②事業用自動車 による人身事故件数*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年
		①363人	①363人	①352人	①337人	①333人	①257人	B	①235人以下
		②33,336件	②33,336件	②32,655件	②30,818件	②27,884件	②21,871件	A	②23,100件以下
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	61 商船の海難船舶隻数*	初期値	実績値					評価	目標値
		H23～27年の 平均 海難船舶隻数年 度	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R11年
386隻		334隻	296隻	388隻	366隻	290隻	A	204隻	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
62 船員災害発生率(千人率)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H25～28年度の平均	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		H30年度～R4年度の平均	
	9.6‰	9.3‰	8.6‰	8.8‰	8.3‰	集計中	A	8.1	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
63 航空事故発生率*(①定期 便を運航する本邦航空運送事 業者に係る航空事故発生率、 ②航空運送事業許可及び／又 は航空機使用事業許可を受け ている事業者(定期便を運航す る事業者を含まず)に係る航空 事故発生率、③国、地方公共 団体に係る航空事故発生率、 ④個人に係る航空事故発生 率)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H30年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R14年	
	①0.67 ②16.20 ③16.45 ④152.04 (H25～29 年の5ヶ年 平均値の 7%減)	①0.98 ②9.48 ③24.97 ④97.98	①0.48 ②46.22 ③24.67 ④163.37	①1.87 ②27.02 ③25.40 ④33.38	①1.39 ②18.03 ③12.93 ④0.00	①2.30 ②9.86 ③13.23 ④80.50	①B ②A ③A ④A	①0.34以下 ②8.10以下 ③8.23以下 ④76.02以下	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参30 鉄道運転事故による乗 客の死亡者数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H18年度	H27年度	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度	
	0	0	0	0	0	0		0	
年度ごとの目標値		0	0	0	0	0			
参31 事業用自動車による飲 酒運転件数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	134件	134件	103件	105件	115件	集計中		0件	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
参32 国内空港出発の航空機 に係るハイジャック及びテロ (爆破等)発生件数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H14年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度	
	0件	0件	0件	0件	0件	0件		0件	
年度ごとの目標値		0件	0件	0件	0件	0件			

参考指標	参33 運輸安全マネジメントの普及(①運輸安全マネジメント評価実施事業者数、②運輸安全マネジメントセミナー及び認定セミナー等の受講者数)	初期値	実績値					評価	目標値
		25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		①6,105者	8,039	9,130	10,158	11,002	11,459	①10,000者 ②100,000人	
		②17,799人	50,281	67,678	81,224	92,493	98,609		
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
参34 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数、②被害者等支援計画を策定した公共交通事業者の数)	初期値	実績値					評価	目標値	
	①H24年度 ②H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	①39人 (平成24年度)	208人	240人	272人	303人	324人	350人 330者		
	②17者 (平成25年度)	155者	212者	246者	300者	338者			
	年度ごとの目標値	/						/	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	161,496	170,960	161,689	185,707
補正予算(b)		3,106	3,601	6,351	-	/
前年度繰越等(c)		5,873	4,525	6,257	-	/
合計(a+b+c)		170,475 <0>	179,086 <0>	174,297 <0>	185,707 <0>	/
執行額(百万円)		156,363	163,888	/	/	/
翌年度繰越額(百万円)		4,525	6,257	/	/	/
不用額(百万円)		9,587	8,941	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	大臣官房運輸安全監理官	作成責任者名	増田 直樹	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------	--------	-------	----------	--------

**業績指標 59**

首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率\*

<b>評 価</b>	
A	目標値：概ね100%（令和4年度末） 実績値：98%（令和2年度末） 初期値：97%（平成29年度）

**（指標の定義）**

首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における1日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区の耐震化率

**（目標設定の考え方・根拠）**

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年三月三十日国土交通省令第十六号）において、首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等における1日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区における耐震補強は令和4年度までに実施することとしている。

**（外部要因）**

高架下利用者等との調整

**（他の関係主体）**

鉄軌道事業者

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

交通政策基本計画（平成27年2月13日）鉄道、道路、港湾、空港島の交通インフラの耐震対策、津波対策、浸水対策、土砂災害対策等を確実に実施する。（第2章 基本的方針C 目標①（1））

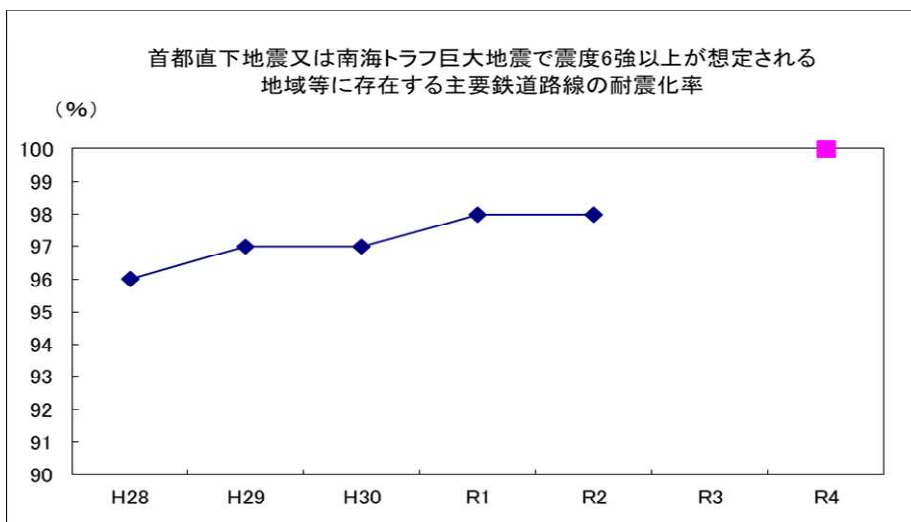
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
96%	97%	97%	98%	98%	



**主な事務事業等の概要**

鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道施設の耐震補強）

首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、高架橋等の耐震補強を一層推進する。

予算額：4, 172百万円の内数（平成29年度当初予算）

3, 982百万円の内数（平成30年度当初予算）

6, 608百万円の内数（令和元年度当初予算）

4, 189百万円の内数（令和2年度当初予算）

4, 308百万円の内数（令和3年度当初予算）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における1日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区にある高架橋柱等については、対象となる約37万本のうち36万本あまりの耐震補強が完了し、耐震補強が必要な高架橋柱等の残りは約8,000本になっており、目標達成に向けて着実に向上している。さらに、耐震補強の予算について、目標年度である令和4年度における目標達成に向けて、所要の額を計上していることから今後も耐震化率は着実に向上することが見込まれる。

#### （事務事業等の実施状況）

平成29年度において、21事業者の耐震補強について補助を実施した。

平成30年度において、28事業者の耐震補強について補助を実施した。

令和元年度において、19事業者の耐震補強について補助を実施した。

令和2年度において、19事業者の耐震補強について補助を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

今後も引き続き、耐震補強工事に必要な額を計上し、令和4年度における目標達成に向けて着実に耐震化を推進していく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局施設課（課長 森信哉）

**業績指標 60**

事業用自動車による事故に関する指標

(①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数 \*)

**評価**

- ① B
- ② A

目標値：①235人以下 ②23,100件以下 (令和2年)  
 実績値：①257人 ②21,871件 (令和2年)  
 初期値：①363人 ②33,336件 (平成28年)

**(指標の定義)**

- ① 事業用自動車が第1当事者の交通事故における死者数
- ② 事業用自動車が第1当事者の交通事故における人身事故件数

**(目標設定の考え方・根拠)**

政府においては、現在、「第10次交通安全基本計画」において、交通事故削減目標を掲げ取組を進めているところであり、国土交通省においては、計画期間を同計画と合わせた「事業用自動車総合安全プラン2020」を平成29年6月に取りまとめている。(※) その中で、第10次交通安全基本計画の最終年である2020年を目標年とした事故削減目標値を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。

(目標)

- ① 2020年までに死者数235人以下
- ② 2020年までに事故件数23,100件以下
- ③ 飲酒運転ゼロ (参考指標)

**(外部要因)**

交通量、事業者数、車両台数

**(他の関係主体)**

警察庁 (事故・違反通報)

**(重要政策)****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決 (重点)】**

なし

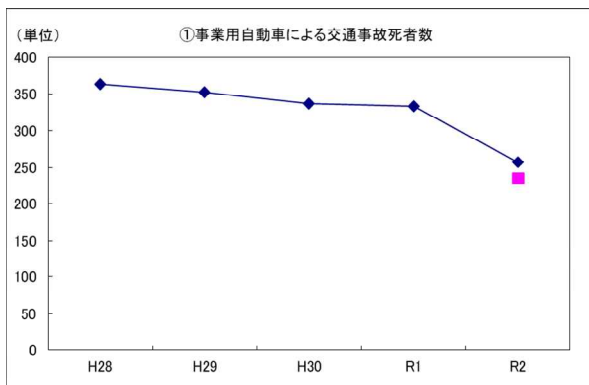
**【その他】**

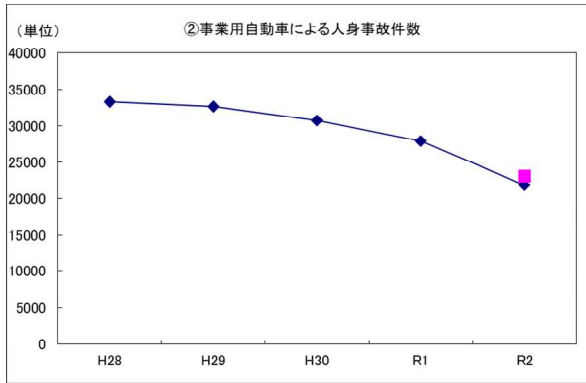
・ 第10次交通安全基本計画 (平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定)

**過去の実績値**

(年)

	H28	H29	H30	R1	R2
①	363人	352人	337人	333人	257人
②	33,336件	32,655件	30,818件	27,884件	21,871件





### 主な事務事業等の概要

自動車運送事業の安全対策として以下の対策等を実施した。

予算額：1,028百万円（令和2年度）

1,153百万円（令和元年度）

1,051百万円（平成30年度）

#### ・自動車運送事業の安全総合対策事業

自動車運送事業者に対し、先進安全自動車（ASV）の導入を支援するとともに、ドライブレコーダー等運行管理の高度化に資する機器等の普及を促進する。また、特に貸切バスに対しては一層の普及促進策を講じる。

「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき各種取り組みを推進し事故削減に努め、「①事業用自動車による交通事故死者数」については目標にわずかに届かなかったものの毎年着実に減少しており、「②事業用自動車による人身事故件数」については目標を達成した。

#### ・ビッグデータ活用による事故防止対策推進事業

官民が保有する様々な運行記録や登録情報等について、事故防止対策に活用するビッグデータとして整備することによって、適切な運行管理、効果的な監査、健康起因事故の未然防止等の対策を講じる。

#### ・健康起因事故防止のための運転者向けスクリーニング検査の普及促進

健康起因事故防止の推進を図るため、SAS（睡眠時無呼吸症候群）・脳疾患・心疾患等に関する運転者向けスクリーニング検査について、事業者に対してアンケート調査を実施するとともに、セミナー等を通じて業態・規模ごとの具体的な取組事例の業界内での共有を進めることで、先進事例における事故削減効果の調査等を行い、同検査の普及を促進する。

#### ・自動車運送事業者等に対する監査体制の強化

優先的に監査を実施する必要がある事業者、継続的な監視が必要な事業者の情報を把握しつつ、自動車運送事業者への監査を実施し、効率的かつ効果的に法令等の遵守状況を確認する。

#### ・事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事業用自動車事故調査委員会による調査を活用し、事故の背景にある組織的・構造的・人的問題の更なる解明や走行実験による事故要因の精緻な究明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性の高い再発防止策を講じる。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

令和2年の実績値は、①事業用自動車による交通事故死者数については減少傾向で推移しているものの、目標年度における目標を達成しなかった。②事業用自動車による人身事故件数については目標年度における目標を達成した。

##### （事務事業等の実施状況）

- ・平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、同年6月3日にとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた再発防止策85項目全てを実施している。
- ・事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を、令和元年度において631者に対して実施した。
- ・悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者等に対する監査の徹底及び、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施している。また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け、法令違反を早期に是正させる仕組みの導入や行政処分を厳格化し、違反を繰り返す事業者等に対して、許可取消しの措置等を実施している。さらに、事故を惹起するおそれのある事業者を抽出・分析する機能を備えた「事業用自動車総合安全情報システム」の運用を行っている。
- ・点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認の徹底や、運転者に飲酒運転の危険性の理解を理解

させる等、輸送の安全確保の徹底を周知した。

- ・ A S V装置、デジタル式運行記録計等の導入に対し支援を行うとともに、健康や過労運転に起因した事故の未然防止のため、運転特性や体調管理等に関する情報について、ビッグデータとして集積、活用し、運転者の体調に即した運行経路の設定が可能になる等の事故防止運行モデルを引き続き検討した。
- ・トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施している。
- ・事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っており、45件の報告書を公表した。
- ・ S A S（睡眠時無呼吸症候群）、脳疾患、心臓疾患等の主要疾病の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査をより効果的なものとして普及させるため、「事業用自動車健康起因事故対策協議会」において、平成30年2月に「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」、令和元年7月に「自動車運送事業者における心臓・大血管疾患対策ガイドライン」をとりまとめ、当該ガイドラインを周知して関係団体にスクリーニング検査の受診を推奨するとともに、平成30年度より脳健診のモデル事業を実施し、同健診の普及に向けた課題を整理するための調査等を行った。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

①事業用自動車による交通事故死者数については、減少傾向で推移しているものの、目標値にわずかに達しなかったためBと評価した。②事業用自動車による人身事故件数については、目標値を達成したためAと評価した。

今後も総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、「事業用自動車総合安全プラン2020」策定時からの環境変化を踏まえ、令和3年3月に「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定したところであり、各業態に対して事故削減をより強く促すため、各業態の特徴的な事故についても削減目標を設定したところである。また、運転者の健康状態に起因する事故件数が減少していないことから、主な疾病に関して医学的知見を踏まえ事業者として取るべき対応を含めたガイドラインのさらなる活用、日常健康状態管理の在り方、生活習慣に関する行動変容を促す指導について検討・実施していく予定である。このほか、同プランに掲げている、依然として発生する飲酒運転、ICTを活用した高度な運行管理の実現、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策等の各種取組を着実に実施するとともに、同プランに係る検討委員会を引き続き開催し、各種取組の進捗状況や目標の達成状況、各種取組などについてフォローアップを行う。

なお、これらを踏まえ、今後本業績指標についての見直しを検討する。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局安全政策課（課長 石田 勝利）  
関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 増田 直樹）  
道路局環境安全・防災課（課長 荒瀬 美和）  
自動車局保障制度参事官室（参事官 長谷 知治）  
自動車局技術・環境政策課（課長 久保田 秀暢）  
自動車局旅客課（課長 大辻 統）  
自動車局貨物課（課長 日野 祥英）  
自動車局整備課（課長 佐橋 真人）



**業績指標 6 1**  
商船の海難船舶隻数\*

**評価**

A	目標値：204隻未満（令和11年） 実績値：290隻（令和2年） 初期値：386隻（平成23年～平成27年の平均海難隻数）
---	---

**（指標の定義）**  
我が国周辺で発生する商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の海難隻数の合計  
ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く

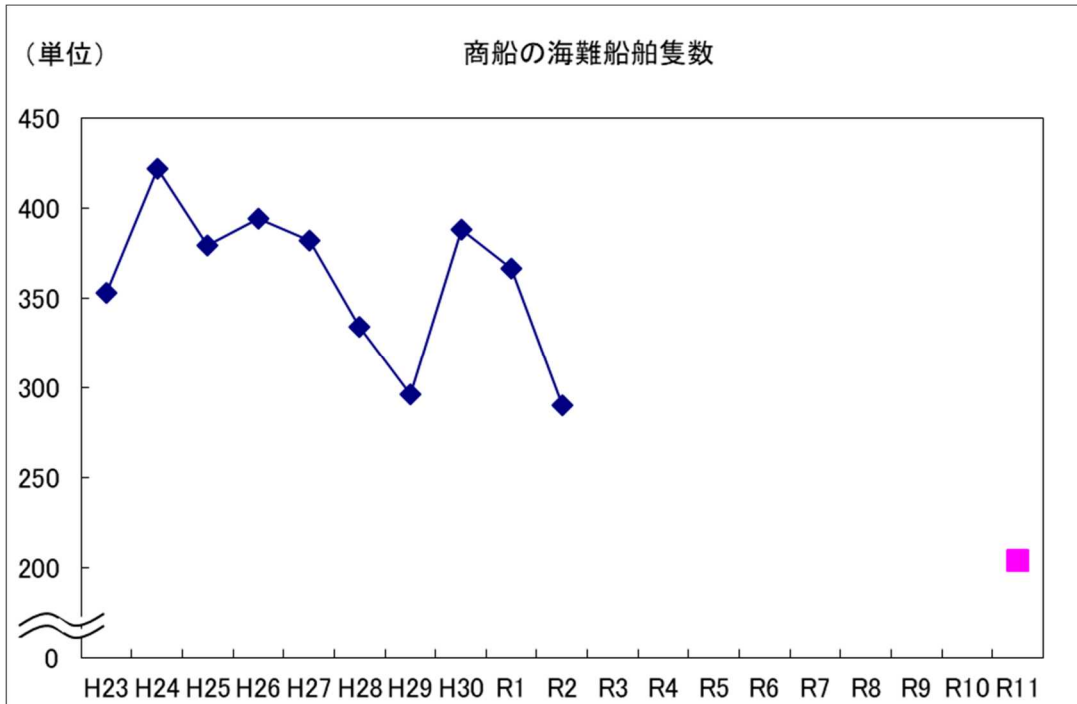
**（目標設定の考え方・根拠）**  
第10次交通安全基本計画第2部（海上交通の安全）における目標（2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外航船舶によるものを除く。以下同じ。）を第9次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（約1,200隻以下）することを旨とする。）に準じた目標設定とする。  
第10次計画では第9次計画の年平均船舶事故隻数の約47%削減を目標としていることから、商船（旅客船、貨物船及びタンカー）に係る第9次計画期間の年平均船舶事故隻数386隻から約47%削減した204隻未満を目標とする。

**（外部要因）**  
海上交通量の変化、異常気象、台風及び津波等に伴う海難

**（他の関係主体）**  
なし

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
なし  
**【閣議決定】**  
・海洋基本計画（平成30年5月15日）  
第2部1（1）オ  
○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督（PSC）の着実な実施、海運事業者に対する運輸マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害の発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策に取り組む。また、民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。  
**【閣決（重点）】**  
なし  
**【その他】**  
・第10次交通基本計画（平成28年3月11日中央交通安全対策会議）  
第2部2①  
○2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。）を第9次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（約1,200隻以下）することを旨とすることとし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32年までに少なくとも2,000隻未満とする。

過去の実績値					(年)
H23	H24	H25	H26	H27	
353隻	422隻	379隻	394隻	382隻	
H28	H29	H30	R1	R2	
334隻	296隻	388隻	366隻	290隻	



### 主な事務事業等の概要

船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化 予算額：543百万円（令和3年度）

- ・ 運航労務監理官の監査の効率的・効果的実施のための研修制度の強化や監査実施体制の整備
- ・ 海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施
- ・ 船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、ISO9001品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備
- ・ PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国籍船に対して行う、船内整備等の安全に関する立入検査）の強化

### 事故原因等の究明

- ・ 運輸安全委員会では、船舶事故等が発生した場合、その原因を究明するための検査を的確に行うとともに、これらの検査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、船舶事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

平成22年度以降の実績値のトレンドは概ね減少傾向にあり、現在の取組を今後も強力に推進することで、目標値の達成は概ね可能であると見込まれるため、順調であると推測される。

##### （事務事業等の実施状況）

- ・ 運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導を実施するとともに運航労務監理官及び運輸安全調査官による運輸安全マネジメント体制の評価を実施した。  
（運輸安全マネジメント体制の評価実施実績 令和2年：86事業者）
- ・ 船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに、放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。  
（船舶の検査実施実績 令和2年：4514件）
- ・ 外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び船員の資格証明等についてPSCを実施した。  
（欠陥是正指示実績 令和2年：4401件）
- ・ 運輸安全委員会は、船舶事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣又は原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を実施した。また、事故等の防止と海上交通の安全性の更なる向上を目的とした「船舶事故ハザードマップ」の運用を平成25年5月より開始し、平成26年4月に「船舶事故ハザードマップ・グローバル版」、平成27年6月に、スマートフォンやタブレット端末に対応した「船舶事故ハザードマップ・モバイル版」、平成31年4月に、船舶エンジンに特化した安全情報検索システム「機関故障検索システム」の運用を開始した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- これまでの実績値のトレンドを考慮すると、概ね減少傾向にあり、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、Aと評価した。
- 周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国は、エネルギー関連資源、食物資源等の大半を海外からの輸入に頼っており、また多くの基幹産業が臨海部に立地しているため、海上輸送は我が国の産業、国民生活を支える上で欠くことができないものとなっている。ひとたび海難が発生すれば、尊い人命を失いかねないことはもとより、我が国の経済活動や自然環境に計り知れない影響を及ぼす可能性もあるなど、国民の「安全・安心」を脅かすこととなる。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。
- 運輸安全委員会では、引き続き的確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局安全政策課（課長 峰本 健正）  
関係課： 大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 増田 直樹）  
運輸安全委員会事務局総務課（課長 村田 有）

**業績指標 6 2**

船員災害発生率（千人率）

**評 価**

A	<p>目標値：第10次船員災害防止基本計画期間の平均値から 16%減少（第11次船員災害防止基本計画期間（平成30年～令和4年度）の平均：8.1%）</p> <p>実績値：集計中（令和2年度） 8.3%（令和元年度）</p> <p>初期値：第10次船員災害防止基本計画期間（平成25～29年度） の平均値：9.6%</p>
---	---

**（指標の定義）**

毎年4月1日より翌年3月31日までの間に発生した災害（船員の転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は3日以上休業した船員（予備船員を除く。以下同じ。）の船員千人当たりの率

**（目標設定の考え方・根拠）**

船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を5年ごとに作成している。

第11次基本計画期間（平成30年度から令和4年度まで）の死傷災害発生率を、第10次基本計画期間（平成25年度から平成29年度まで）の5年間の死傷災害の発生率（年間千人率）の平均値に比べ16%減少させることとした。

目標設定の考え方は、

①平成25～29年度の5年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。

②業績目標の目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、計画期間（5年間）の平均値を比較することとした。

基本計画では期間中の平均値を16%減少させることを目標としており、その実行のため、毎年度船員災害防止実施計画を策定し、単年度の減少目標を設定している。令和2年度は、5.0%減を目標とする。

**（外部要因）**

- ・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件（労働時間等）
- ・船舶及び作業機器・設備の構造に係る問題
- ・海上及び港における救急・救護体制

**（他の関係主体）**

該当なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

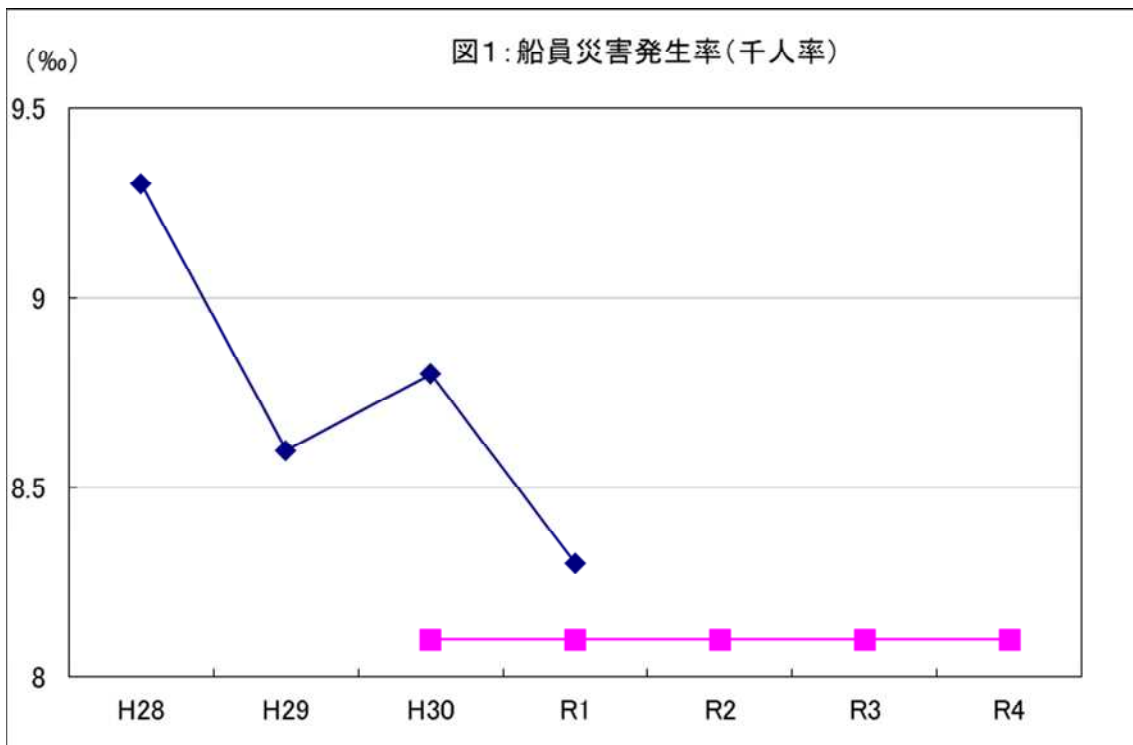
なし

**【その他】**

第11次船員災害防止基本計画（計画期間：平成30年度から令和4年度までの5年間）

令和3年度船員災害防止実施計画

過去の実績値				（年度）	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
9.3%	8.6%	8.8%	8.3%	集計中	



#### 主な事務事業等の概要

○船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進

##### ①安全管理体制の整備とその活動の推進

・船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、船舶所有者が総括安全衛生担当者の選任や安全衛生委員会の設置を行うこと等により、安全管理体制の整備を推進し、安全管理活動の活性化を図る。

##### ②死傷災害の防止

・船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、国土交通大臣が5年おきに船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し船員災害防止基本計画を策定しており、また同基本計画の実施を図るため、国土交通大臣は毎年、船員災害の減少目標や船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類などを定めた、船員災害防止実施計画を策定しているところ。

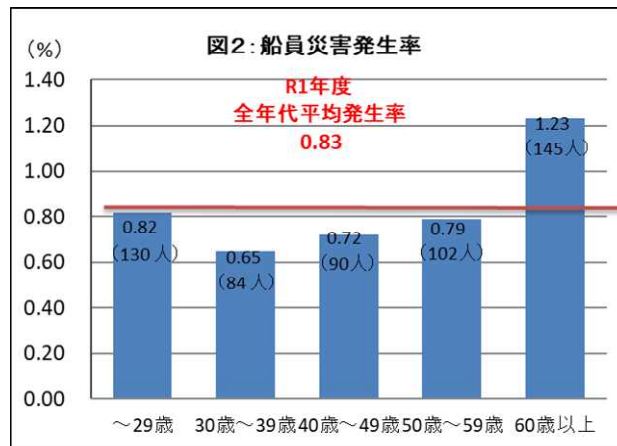
これらの計画に基づいて船舶所有者が、業種別、態様別等の災害防止対策や、特に死亡率の高い海中転落対策として作業用救命衣等保護具の使用を徹底し、また、高齢船員に対しては、心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策を推進及び若手船員に対しては、乗船前に安全対策や健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を推進することにより、船員の安全と健康を確保するよう推進する。

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

- ・令和2年度の実績値は集計中であるため、令和元年度の実績値について分析すると、令和元年度の実績値は8.3% (551人) であり、前年度の8.8% (582人) と比べて減少している。(図1)
- ・船員の高齢化が継続する中、高齢船員の占める割合は高く、令和元年度における50歳以上の船員の災害発生率は、依然として他の年代と比べて高くなっている(図2)。このことを踏まえ、令和2年度においては、特に高齢船員の死傷災害防止対策に重点的に取り組んだ。



#### (事務事業等の実施状況)

・毎年開催される船員労働安全衛生月間期間中に、訪船指導を実施し、「転倒」、「はさまれ」、「海中転落」の防止対策等の指導を行うとともに、船員災害防止大会及び安全に関する各種講習会等を開催し、安全意識の高揚を図った。

指導隻数 1, 197隻

講習会等 16カ所 544人参加

・関係機関、団体等で構成される船員災害防止連絡会議を開催し、関係者間での情報交換、連絡強化等を行った。  
(開催回数8回)

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

基本計画の5カ年の目標値を達成するため、令和2年度の船員災害防止実施計画の目標値として5.0%減を設定した。その実績値は未集計であるが、下記の通り、過去の実績に基づく定量的推計から、目標達成は確実であると判断し、Aと評価する。

平成25年度から平成29年度までの5年間の死傷災害の発生率(年間千人率)の平均値に比べ16%減少するために、実績に基づいた目標値を算出したところ、以下の通りとなった。

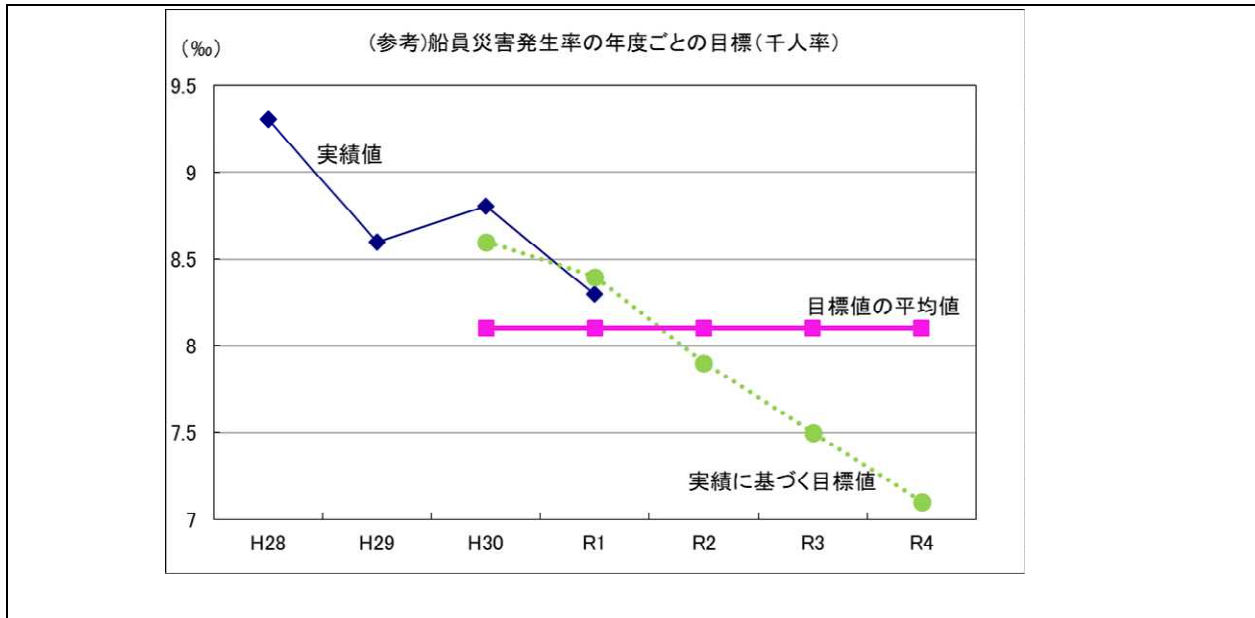
平成30年度	8.6%
令和元年度	8.4%
令和2年度	7.9%
令和3年度	7.5%
令和4年度	7.1%

令和2年度の実績値は集計中であるため、平成30年及び令和元年度の実績値について分析すると、平成30年度の船員災害発生率は8.8%であり、実績に基づく目標値(8.6%)の98%達成している。令和元年度の船員災害発生率は8.3%であり、実績に基づく目標値(8.4%)を達成している。

令和元年度災害発生率の対前年比は5.7%減となっており、毎年度の船員災害防止実施計画の目標値(概ね5%減)を達成している。令和元年度実績に基づき毎年度5%減のトレンドを延長すると、上記の毎年度目標値は達成し、5年間平均値7.9%となるため、目標を達成できると判断し、A評価とした。

平成30年度から始まった第11次船員災害防止基本計画は、令和4年度が最終年度であり、死傷災害発生率減少目標達成に向けて引き続き取り組みを行う。

この他、各船社単位での安全意識の高揚を図るため、平成29年度に創設した「船員安全・労働環境取組大賞」制度を引き続き実施する。また、適切な保護具、作業用救命衣の着用促進のための取組、個々の船員の安全意識の高揚を図るため船内向け自主改善活動(WIB)の普及促進等を引き続き実施し、船員災害防止を目指すものとする。



**担当課等 (担当課長名等)**

担当課：海事局船員政策課 (谷口 礼史)

関係課：なし

**業績指標 63**

航空事故発生率（①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率）

評価	
① B	①目標値： 0.34以下（令和14年） 実績値： 2.30（令和2年） 初期値： 0.67（平成25～29年の5ヶ年平均値の7%減）
② A	②目標値： 8.10以下（令和14年） 実績値： 9.86（令和2年） 初期値： 16.20（平成25～29年の5ヶ年平均値の7%減）
③ A	③目標値： 8.23以下（令和14年） 実績値： 13.23（令和2年） 初期値： 16.45（平成25～29年の5ヶ年平均値の7%減）
④ A	④目標値： 76.02以下（令和14年） 実績値： 80.50（令和2年） 初期値： 152.04（平成25～29年の5ヶ年平均値の7%減）

**（指標の定義）**

- ①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率（100万運航時間あたり）  
※チャーター便、航空機使用事業における運航等の定期便以外の運航、及び乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
- ②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率（100万運航時間あたり）  
※乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
- ③国、地方公共団体に係る航空事故発生率（100万運航時間あたり）
- ④個人に係る航空事故発生率（100万運航時間あたり）  
※滑空機、超軽量動力機を含まない。

**（目標設定の考え方・根拠）**

航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018年（平成30年）の現行の計算による目標値（平成25～29年の5ヶ年平均値の7%減）を起点として、15年間で50%減とする安全目標を設定する。なお、5年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。

**（外部要因）**

気象条件

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

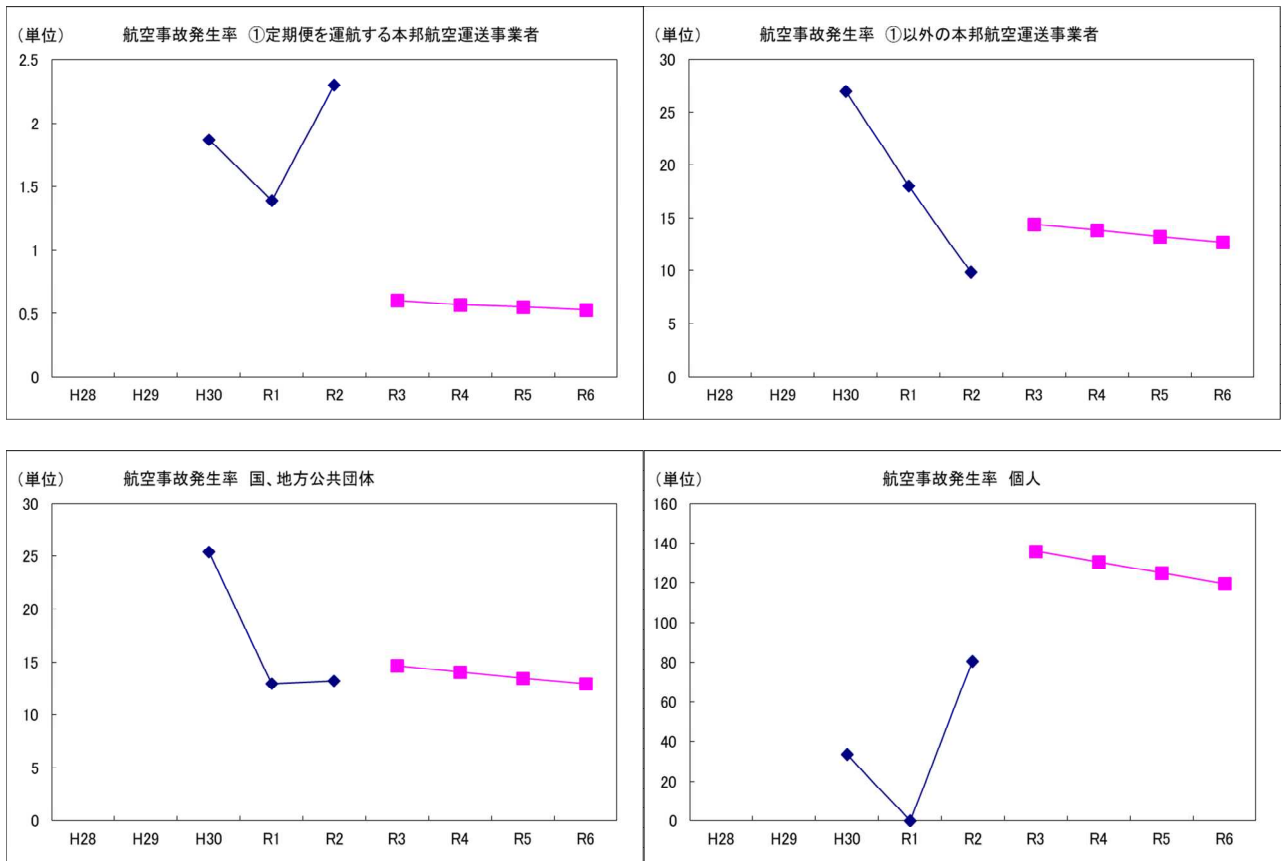
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（暦年）
H28	H29	H30	R1	R2	
①0.98	①0.48	①1.87	①1.39	①2.30	
②9.48	②46.22	②27.02	②18.03	②9.86	
③24.97	③24.67	③25.40	③12.93	③13.23	
④97.98	④163.37	④33.38	④0.00	④80.50	





### 主な事務事業等の概要

○航空機の安全な運航や安全性の確保  
 運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、年間を通じて安全監査を行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックする。さらに、小型航空機等の運航者に対し、法令及び関係規程の遵守等安全運航セミナー等を通じて指導を行う。また、自家用航空機等の操縦者の技量維持のための特定操縦技能審査の環境を順次整備する。(平成26年度より、飛行前一定期間において同審査に合格していることを義務付けることとなっている。)  
 さらに、ICAO（国際民間航空機関）等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。  
 運輸安全委員会は、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)  
 (指標の動向)  
 国内航空事故発生件数は各年毎に異なる気象条件の影響に伴う変動はあるため、令和2年実績のうち、①定期便を運航する本邦航空運送事業者、における航空機事故の発生率については、設定した当該年度に達成すべき目標値を超えており、順調でない。また、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率については設定した当該年度に達成すべき目標値を下回る結果となり、順調である。

(事務事業等の実施状況)  
 ・発生した航空機事故については、各事業者に対して要因分析及び再発防止策の策定を指示するとともに、再発防止策の実施状況等を安全監査等により確認している。

・航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生の傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議（航空安全情報分析委員会）を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行った。

・この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、令和3年1月に公表を行った。

・航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。

（令和2年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：224件）

・小型航空機の安全対策については、従来から操縦士に対する定期的な技能審査制度の構築や、全国主要空港における操縦士向け安全講習会の開催、小型航空機の整備士を対象とした講習会を新たに開催、自家用機の航空保険加入の促進などの対策を講じた。

・運輸安全委員会は、航空事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣及び原因関係者に対し講ずべき施策について勧告を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・①定期便を運航する本邦航空運送事業者、における航空機事故の発生率については、設定した当該年度に達成すべき目標値を超える結果となったため、B評価とした。目標達成には航空事故件数が1件以下とならなければならなかったが、機体の動揺等による客室乗務員の負傷事案が1件、航空機の損傷（大修理を要するもの）が2件発生し、年間で3件となった。当該事案3件については、運輸安全委員会が調査中であるが、航空安全当局としては、各事業者に対して要因分析及び再発防止策の策定を指示するとともに、再発防止策の実施状況等を安全監査等により確認している。②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者 ③国、地方公共団体④個人に係る航空事故発生率については設定した当該年度に達成すべき目標値を下回る結果となったため、A評価とした。

・今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査を引き続き実施していく。さらに、ICAO等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。

・さらに、平成28年12月から定期的に開催している「小型航空機等に係る安全推進委員会」を通じて、有識者や関係団体等の意見を踏まえながら、小型航空機の総合的な安全対策を一層推進しており、平成30年度に引き続き小型航空機向け簡易的飛行記録装置を用いた実証実験を自家用機等を対象機として追加し実施するなど、先進的な技術の活用、安全啓発のあり方等についても検討を進めていく。

・運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局安全部安全企画課（課長 堀江信幸）

関係課： 航空局安全部航空事業安全室（官房参事官（航空事業安全） 石井靖男）

航空局安全部運航安全課（課長 島津達行）

運輸安全委員会事務局総務課（課長 村田有）